

(2) スポーツ庁「中学校部活動及び新たな地域クラブ」の動向とその対応について



運動部活動の地域移行(令和4年6/17文科省説明会)

- ・休日の運動部活動は、段階的に地域移行していくことを基本とする。
- ・目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指とする。
- ・平日の運動部活動の地域移行は、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進する。

⇒令和4年12/27ガイドライン通知 ⇒令和5年1/16JSPO会議

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

* I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 搭乗の汲漏への関不について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
 - ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
 - ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
 - ・ 週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
 - ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携

- ・ 協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

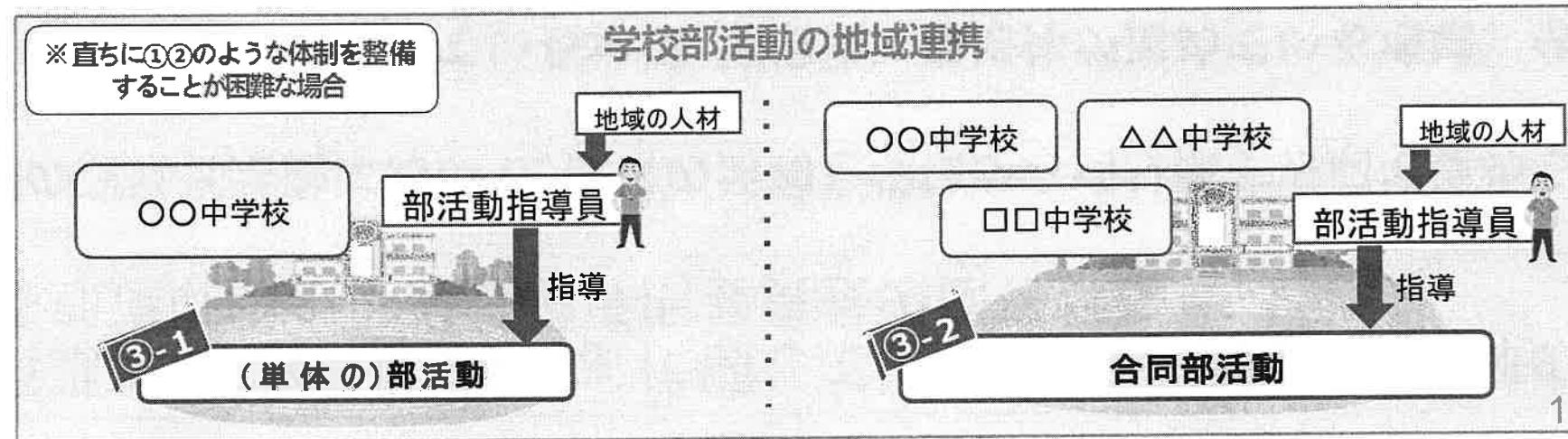
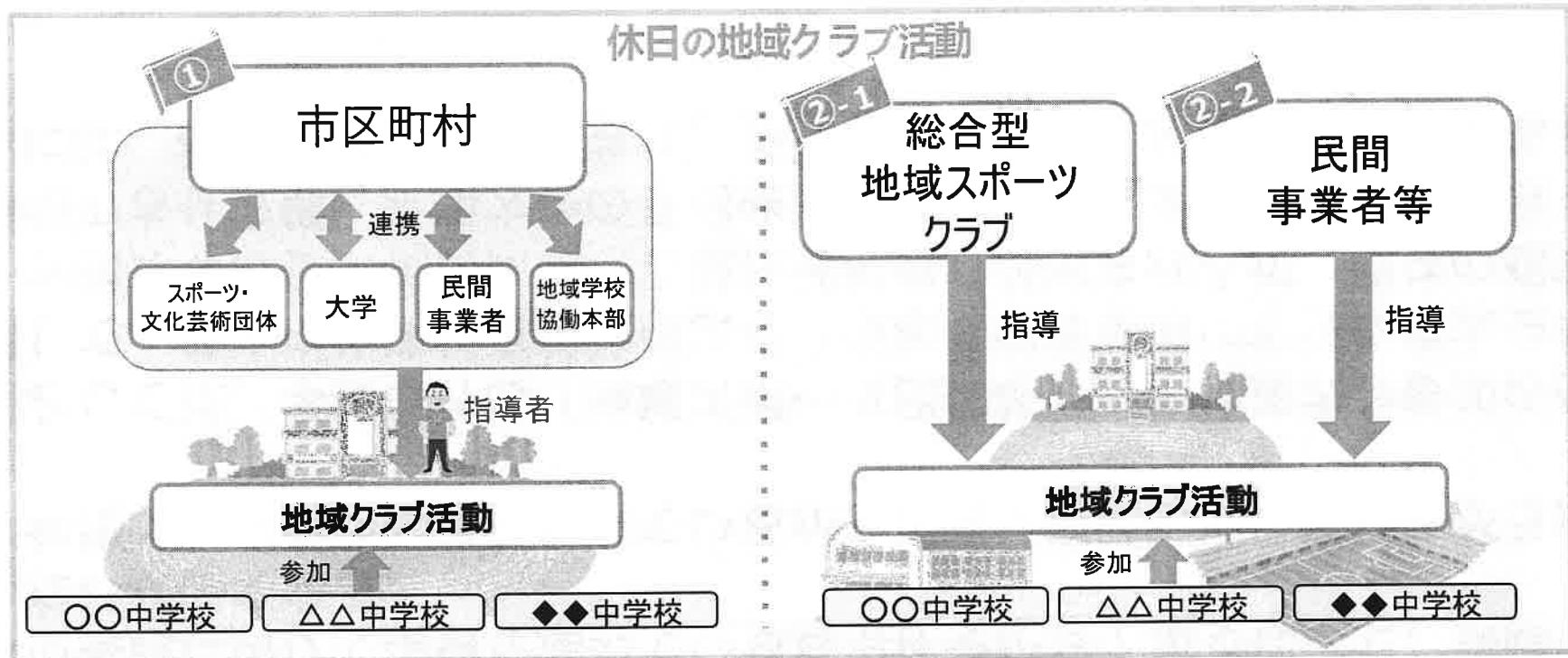
- ・大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatektop04/list/1405720_00014.htm



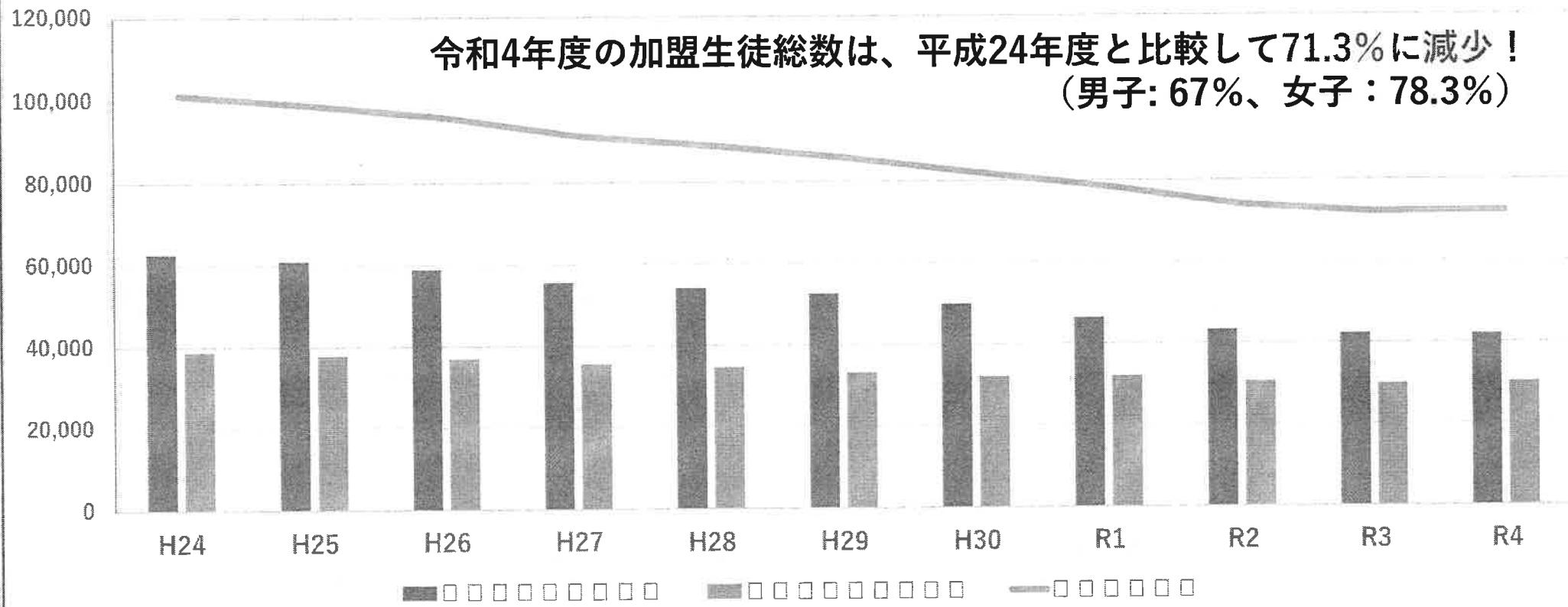


「運動部活動の地域移行」に関して、日本中体連剣道競技部の各都道府県中体連剣道専門委員長の回答集約

- ・中学校の運動部活動において、休日の活動を学校から切り離す方向で進められている。
- ・モデル地区の指定を受けている地域、積極的に自治体が進めている地域、令和5年度からの実施に向けて準備を進めている自治体等が若干ある程度で、実際には進んでいない状況である。
- ・令和5年度から段階的実施となっているが、現場は混乱している様子がうかがえる。
- ・中体連としては、学校以外の「地域スポーツ団体等」の中体連大会参加の受け入れについて、日本中体連剣道競技部より「令和5年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加特例における競技部細則」が出されるが、団体の認定、大会参加のさせ方等、全国大会の予選会と考えたとき、全国で統一した取り組みをするには、様々な問題が予想され、条件を整えることが困難な状況にある。

全国中学校剣道加盟校生徒数の年次推移 (H24～R4)

令和4年度の加盟生徒総数は、平成24年度と比較して71.3%に減少！
(男子: 67%、女子: 78.3%)



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
合計	100,000	98,913	95,904	91,295	88,869	85,844	82,063	78,458	73,868	72,089	72,322
男子	62,710	60,967	58,885	55,648	54,177	52,634	49,939	46,329	43,368	42,307	42,027
女子	38,682	37,946	37,019	35,647	34,692	33,210	32,124	32,129	30,500	29,782	30,295

中学校剣道の部活動指導員数・外部指導員数

(公財)日本中学校体育連盟部活動数調査集計表による

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
部活動指導員	82名	325名	431名	514名	566名
外部指導者	2,392名	2,470名	2,152名	2,285名	2,365名

コロナ禍で指導者は減少傾向であったが、部活動の地域移行が推進され徐々に増えている

- ・部活動の地域移行の全面的な移行には多くの課題がある
 - 受皿の確保
 - 指導者の確保
 - 生徒の運動離れ・二極化
 - 競技大会運営
 - 生徒の「居場所」確保・・・等々
- ⇒喫緊の課題は、指導者の確保・育成



中学校部活動と地域部活動の融合型部活動改革の推進

- (1) 学校教育現場への参入・関与
「部活動指導員制度」の活用 ⇒ 都道府県・市町の教育委員会との連携
- (2) 地域部活動への参入・関与
「社会体育指導員・授業協力者」の活用
(剣道指導者人材バンク) ⇒
 - ・講習受講者認知度
 - ・活用度向上
- (3) 地域における若手指導者の育成
「教育系大学への働きかけ」 ⇒ 将来の指導者育成

「中学校部活動の地域移行への対応」

- 全剣連は、普及委員会、学校教育部会、社会体育指導員委員会と連携し、中学校部活動の段階的な地域移行への支援を普及に繋げたい。
- 令和4年4月各都道府県剣道連盟に協力依頼
 - ・社会体育指導員(5,699名)・授業協力者(4,130名)の各都道府県別名簿を作成し、各都道府県剣道連盟に6月発送。各都道府県剣道連盟地域ごと名簿の作成→地域剣道連盟→指導者人材バンク⇒教育委員会・中学校長へ周知し活用を促す
- 令和4年12月各都道府県教育委員会に周知し活用を促す。
今後⇒「剣道部活動の地域移行モデル」について検討する。